

金沢美術工芸大学学生の懲戒に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成 22 年規程第 1 号）第 47 条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第 2 条 懲戒は、教育的配慮に基づいてなされるべきものであり、教授会の議を経て学長が行う。

2 学長は、懲戒に処する場合、本人に対して、事前にその旨告知するとともに、意見陳述の機会を与えなければならない。

3 被処分者の将来を考慮し、成績証明書、推薦書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。なお、本学教職員は、本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に、懲戒の有無その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

4 懲戒を実施した場合、被処分者の氏名、学籍番号、懲戒の内容及び懲戒の事由等は、本人以外には明らかにしないものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りではない。

5 学生の懲戒に関する事項に係わった教職員は、守秘義務を負う。

(懲戒手続)

第 3 条 学生支援を担当する教育研究審議会委員（以下「審議会委員」という。）は、懲戒対象行為を確認したときは、学長に報告し、学生支援委員会に対して事実調査及び必要に応じて懲戒処分内容の検討を指示するものとする。

2 調査は、審議会委員、当該学生が所属する専攻及び他専攻の学生支援委員会の構成員若干名によって行い、懲戒処分の内容は、学生支援委員会で検討を行う。

3 審議会委員は、学生支援委員会による事実調査結果及び必要に応じて付された処分内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第 4 条 学長は、処分が必要と判断するときは、教授会の議を経て決定する。

2 学長は、処分を決定する前に、事実認定及び懲戒処分内容について、当該学生に口頭又は文書による意見陳述の機会を与えなければならない。

3 当該学生が、正当な理由なく、意見陳述に応じない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の告知)

第 5 条 懲戒処分の告知は、学長が本人に対して文書で行う。

2 前項の告知に併せ、当該学生の正保証人に対して、懲戒処分の内容を文書により通知するものとする。

(懲戒処分に関する文書の開示)

第6条 被処分者から懲戒処分に関する文書の開示の請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

(懲戒の種類)

第7条 懲戒処分の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 2 退学は、学生としての身分を剥奪する処分である。
- 3 停学は、登校を禁ずる処分である。
- 4 訓告は、処分としての大学の教育的意思を示す処分である。

(有期停学と無期停学)

第8条 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとし、3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

- 2 停学期間は、在学期間に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、有期の場合には、修業年限に含めることができる。
- 3 学長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会の議を経て、その処分を解除することができる。その告知は、学長が本人に対して行う。
- 4 無期停学は、原則として3か月を経過した後でなければ解除することができない。
- 5 停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属専攻等の教員が担当するものとする。
- 6 停学中の受験及び履修手続等は、次のように行う。
 - (1) 有期の停学の期間が期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し、期末試験の受験又は履修登録を認める。
 - (2) 無期の停学の期間が期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始した学期の期末試験の受験を認め、履修登録は各学期ごとの登録を認める。

(懲戒処分と自主退学)

第9条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出がある場合には、この申出を受理してはならない。

- 2 懲戒処分の決定後に自主退学の申出がある場合は、学長は、教授会の議を経て、退学を許可できるものとする。

(懲戒内容の判断基準)

第10条 懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生が起こした事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合 退学又は停学
 - (2) 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合 停学又は訓告
 - (3) 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合 停学(有期)又は訓告
- 2 原因行為の「悪質性」は、被処分者である学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。
 - 3 結果の「重大性」は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

- 4 過去に懲戒を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をする場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、第1項各号の基準を超える重い処分を課することができる。

(試験等における不正行為)

第11条 試験等における学生の不正行為については、金沢美術工芸大学履修等に関する規程(平成22年規程第37号)第9条第3項第3号の規定により、当該科目の単位を認めないものとして、原則、懲戒の対象にしないが、その内容が悪質と認められる場合や不正行為を繰り返す場合は、懲戒の対象とすることができるものとする。

(刑事事件に関する懲戒処分)

第12条 交通事件を含む刑事犯罪を起こした場合は、懲戒処分の対象とする。

- 2 交通事件に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。

- (1) 交通三悪(飲酒運転・無免許運転・大幅な制限速度違反)等悪質な運転による死亡事故、ひき逃げ等の場合 退学又は無期停学
- (2) 交通三悪等悪質な運転による重傷事故の場合 停学
- (3) 交通三悪等悪質な運転による軽傷事故の場合 有期停学又は訓告
- (4) その他の交通事件の場合 停学又は訓告
- (5) 駐車違反、一時停止違反、軽微な制限速度違反等反則金の適用を受ける道路交通法(昭和35年法律第105号)違反については、上記のいずれにも該当しないものとする。

- 3 薬物犯罪に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。

- (1) 薬物犯罪(薬物の販売又はその仲介、薬物の自己使用等)の場合 退学又は無期停学

- 4 ストーカー犯罪に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。

- (1) 悪質なストーカー犯罪(ストーカー行為等の規制に関する法律(平成12年法律第81号)第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の行為)の場合 停学
- (2) その他のストーカー犯罪(「ストーカー行為等の規制に関する法律」第3条に規定する行為等)の場合 訓告

- 5 コンピュータ及びネットワークの不正使用に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。

- (1) コンピュータ及びネットワークの悪質な不正行為(成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの意図的な配布等)の場合 退学又は停学
- (2) その他のコンピュータ及びネットワークの不正行為(著作権、特許等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等)の場合 停学又は訓告

- 6 その他の刑事事件に関する懲戒処分は、概ね次のとおりとする。

- (1) 交通事件以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪(殺人、強盗、強姦、放火等)の場合 退学又は無期停学
- (2) その他の刑事事件(傷害、窃盗等)の場合 退学、停学又は訓告

- 7 第2項から第6項に規定する懲戒処分については、情状により、その処分を減じ、又は免除することができる。

(その他の懲戒処分)

第13条 その他、学生としてあるまじき行為について、学長は、必要に応じて懲戒処分を行うことができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。